

2020年  
(令和2年)  
11月  
No.725

# いとだ うーい めがけて

## JUMP!!

### 目次

- p.02~03 まちのトピックス
- p.04~05 マイナポイントのお知らせ
- p.06~07 くらしの情報館
- p.08~09 国民健康保険からのお知らせ
- p.14 糸田アラカルト
- p.16 事業者応援給付金のお知らせ















事業者の皆さまへお知らせ

# 糸田町 新型コロナウイルス対策等 事業者応援給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により、引き続き厳しい経営環境にある事業者に対し、雇用の維持および事業活動の継続を支援すると同時に、今後に向けた新型コロナウイルス感染症への対策および、新しい生活様式を実践するための支援をおこなうため、給付金を給付します。



## 【対象】

### 事業継続に伴う給付

①と②両方に該当している事業者



① 次に掲げる要件の  
いずれかを満たし  
ている事業者

- ア) 確定申告の納税地が本町である事業者  
※法人は本店または主たる事業所の所在地、個人は住所  
イ) 町外に住所を有する個人で、町内に事業所を有する  
事業者

② 令和2年7月～12月の  
うち、いずれかひと月  
(対象月) の売上が、  
前年同月比で 15%以  
上減少している事業者

※業歴が1年未満など前年同月と対象月が単純比較できない場  
合は、次のいずれかと比較して15%以上減少していること。  
(ア) 過去3か月(最近1か月を含む)の売上高平均額  
(イ) 令和元年12月の売上高  
(ウ) 令和元年10月～12月の売上高平均額



③ 新型コロナウイルス感染症への対策およ  
び、新しい生活様式を実践し、感染拡大  
を防止する事に対し、必要となる対策を  
講じていること

※ただし、糸田町新型コロナ  
ウイルス感染症対策福祉施  
設等支援金を受給した事業  
者は除く。

## 【給付額】

1事業者につき 10万円

※ただし、売上が15%以上減少してい  
る事業者で、収入のうち事業収入が5  
割を占め、かつ令和2年4月～8月の  
うち、3か月以上、売上が0円の事業  
者には、10万円を上乗せします。



## 【申請方法】 郵送申請

※対象と思われる事業者に対して  
青色の封筒を郵送しています。



## 【申請期限】 令和3年2月26日(金)まで